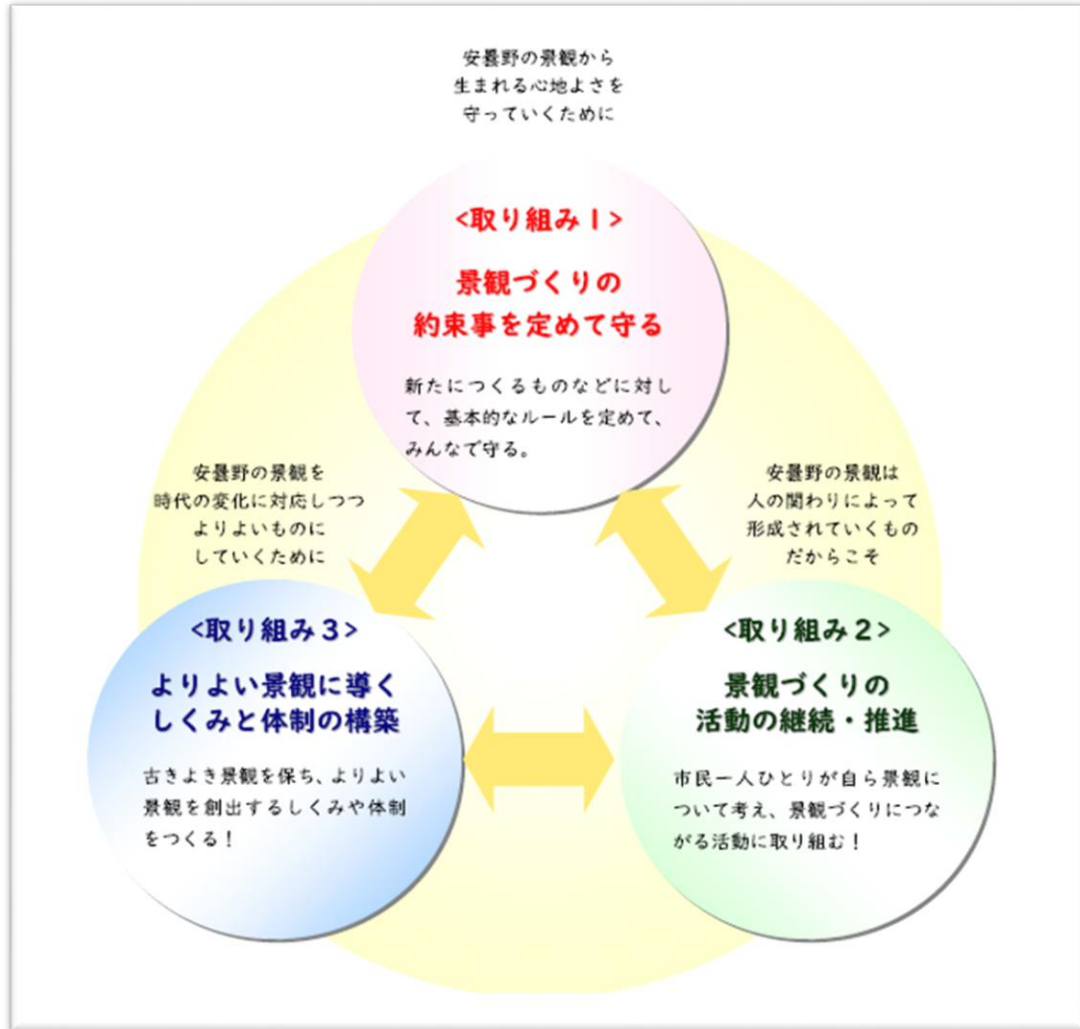


## 令和 8 年度 景観施策の取り組みについて

### 1. 基本方針

景観計画で定める「景観づくりの取り組み 3 本柱」に基づき、条例の運用や緑のまちづくり事業等を継続して実施するとともに、さらなる情報発信や関係主体との連携を強化し、本市らしい景観形成を推進します。



### 2. 具体的な取り組み

#### <取り組み1> 景観づくりの約束事を定めて守る

- ① 景観条例及び屋外広告物条例の適正な運用
  - ・ 建築物や屋外広告物の形態意匠等を適正にコントロールするため、景観計画に定める「景観づくりの基準」に基づき、指導・助言及び審査を行います。
- ② 広報啓発活動の推進
  - ・ 景観計画への理解と関心を高めるため、広報誌や SNS (X 等) を活用した情報発信を継続し、市民の認知度向上を図ります。

### ③ 安曇野市景観計画の改定及び景観条例の改正について

- ・計画・条例の施行：昨年度から審議を重ねてきた「景観計画（改定案）」及び「景観条例（改正案）」について、令和8年6月市議会への提案を予定しています。可決後、同年10月の施行を目指します。
- ・周知の徹底：6月の条例制定から10月の施行までの期間を周知期間と位置づけ、安曇野市の広報誌やホームページにて周知を図るとともに、来庁される市民や事業者に対して改正のポイントを丁寧に説明し、円滑な移行に努めます。
- ・施行後の運用：10月の施行後は、改定・改正の趣旨に則り、景観づくりに寄与するよう適正かつ円滑な運用を行います。

## 〈取り組み2〉景観づくりの活動の推進と継続

### ① 景観住民協定に対する支援の実施

- ・景観住民協定の組織の継続を支援するため、住民協定連絡会の運営（総会や視察研修）や活動への補助金交付事業を継続して実施します。

### ② 安曇野環境フェアへの出展

- ・景観への関心を高めるため、安曇野環境フェアの出展を通して、景観づくりに関する取り組み（景観計画や緑のまちづくり事業）の情報発信を行います。

## 〈取り組み3〉よりよい景観に導くしくみと体制の構築

### ① 緑のまちづくり事業（記念樹交付・生垣設置補助）の実施

- ・住宅地の緑化を推進するため、記念樹配布事業（子どもの誕生と住宅の取得が対象）及び生垣設置補助事業（設置費用の1/3、上限5万円）を継続して実施します。
- ・生垣設置補助要綱を改正し、施行期間が令和8年度から11年度までと、新たに開始となったため、今後も事業の利用拡大に向けた周知を行います。
- ・記念樹等交付要綱の施行期間が令和8年度で終了するため、継続も含めた要綱改正等の検討を行います。
- ・事業広報については、市広報への掲載や対象者への個別案内を行うとともに、その方法としてナッジ（行動科学の知見や理論に基づくアプローチ）を活用し、申請率の向上に努めます。
- ・土地利用条例の開発関連協議書に緑のまちづくり事業の案内を載せ、事業者を通じて緑のまちづくり事業の周知を行います。また、市民だけでなく、事業者へ案内を行うことで、一般住宅以外の事業所等でも緑化を推進していきます。（事業所では主に生垣設置等補助金が対象となります。）